

F-15戦闘機の墜落事故に対する意見書

去る5月28日午前8時43分ごろ、国頭村の東南東約59キロメートル沖の米軍訓練空域で、米空軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機1機が訓練中に海上に墜落する事故が発生した。

F-15戦闘機は、嘉手納基地に配備されて以来、今回の事故を含めて9件の墜落事故が確認されているが、これらの事故原因や再発防止策について、これまで市民・県民が納得し得る説明は行われていない。また、今回、事故発生から二日後には飛行を再開しているが、これまで10回以上の緊急着陸が確認されている。

今回の墜落事故は、訓練空域での事故とはいえ、当該戦闘機が墜落した現場周辺は好漁場で漁船等が往来する海域であり、一步間違えば操業中の漁業者を巻き込む大惨事を引き起こしかねず、漁業関係者はもとより市民・県民に大きな衝撃と不安を与えている。

よって、本市議会は、市民・県民の生命及び財産を守り、安全・安心な生活を確保する立場から、今回のF-15戦闘機の墜落事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

記

- 1 事故原因を徹底的に究明するとともに再発防止策を講じ、その内容について市民・県民に速やかに公表すること。
- 2 安全性が担保されるまでF-15戦闘機の飛行を即時中止すること。
- 3 全ての米軍機について、早急に徹底した安全点検と安全管理対策の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年7月2日

沖縄県うるま市議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣
外務省沖縄担当大使 沖縄防衛局長